

一般社団法人資源・素材学会表彰規程

(昭和 63 年 12 月 15 日 制定)
(平成 4 年 2 月 23 日 改正)
(平成 7 年 9 月 12 日 改正)
(平成 10 年 2 月 6 日 改正)
(平成 11 年 3 月 19 日 改正)
(平成 11 年 12 月 10 日 改正)
(平成 14 年 7 月 12 日 改正)
(平成 15 年 4 月 14 日 改正)
(平成 16 年 12 月 16 日 改正)
(平成 19 年 9 月 14 日 改正)
(平成 22 年 7 月 27 日 改正)
(平成 23 年 7 月 20 日 改正)
(平成 29 年 7 月 19 日 改訂)

第 1 条 一般社団法人資源・素材学会定款第 4 条(5)に定める事業を行うため、この規程を定める。

第 2 条 一般社団法人資源・素材学会細則第 30 条に定める表彰・奨学委員会は、この規程に基づき表彰の運営にあたる。

第 3 条 この規程による表彰を次の 7 つとする。

学会賞（渡辺賞）
学会賞（学術功績賞）
論文賞
功労賞
奨励賞
技術賞
若手ポスター発表賞

第 4 条 学会賞（渡辺賞）は、故渡辺渡博士（日本鉱業会第 3 代会長）の意志にそって、資源・素材に関する技術の進歩に多大なる貢献をなした個人または団体に授与する。

第 5 条 学会賞（学術功績賞）は、我が国の資源・素材に関する学術文化の発展に多大なる貢献をなした個人または団体に授与する。

第 6 条 論文賞は、本会の査読を経て **Journal of MMIJ**、または **Materials Transactions** に掲載された論文の中から、特に優秀なものに授与する。

第 7 条 功労賞は、定款第 4 条に定める本会の事業の推進に功績があったと認められる個人または団体に授与する。

第 8 条 奨励賞は、原則として満 40 歳の誕生日が翌年 1 月 1 日以降の本会会員で、その研究業績が、独創性および将来性に富むと認められた個人に授与する。

第 9 条 技術賞は、原則として満 45 歳の誕生日が翌年 1 月 1 日以降の本会会員で、その技術業績が、独創性および将来性に富むと認められた個人に授与する。

第 10 条 若手ポスター発表賞は、原則として発表時に満 35 歳未満の正会員または学生会員を対象とし、本会が主催する春季大会または秋季大会のポスターセッションにおいて特に優れた発表を行った者に授与する。

第 11 条 各賞の表彰は、毎年 1 回定時社員総会に付随して行う。ただし、若手ポスター発表賞の表彰は春季大会または秋季大会毎に行う。

第 12 条 受賞候補の選考等については、別に内規に定める。

第 13 条 この規程の変更は理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人資源・素材学会表彰規程内規

(平成 22 年 7 月 27 日 施行)

(平成 23 年 7 月 20 日 改正)

(平成 29 年 7 月 19 日 改訂)

1. 一般社団法人資源・素材学会表彰規程（以下「規程」という）に基づく表彰の実施はこの内規の定めるところによる。

(各賞)

2. 表彰の内容および件数は次のとおりとする。

学会賞（渡辺賞）	賞状および賞牌	原則 1 件、最大 2 件
学会賞（学術功績賞）	賞状および賞牌	原則 1 件、最大 2 件
論文賞	賞状および賞牌	3 件以内
功労賞	賞状および賞牌	2 件以内
奨励賞	賞状および賞牌	3 件以内
技術賞	賞状および賞牌	5 件以内
若手ポスター発表賞	賞状および賞金 2 万円大会毎	6 件以内

(審査委員)

3. 表彰・奨学委員会は、必要に応じて各賞毎に審査方法及び審査委員を決め、審査委員に諮問することができる。

(選考対象)

4. 規程第 4 条の学会賞（渡辺賞）、規程第 5 条の学会賞（学術功績賞）の評価対象は、本会会員に限定しない。

5. 規程第 6 条の論文賞の選考対象は、本会の査読を経て、選考の年の 6 月までの過去 2 年間に発行された **Journal of MMIJ** または **Materials Transactions** に掲載された論文とする。

6. 規程第 7 条の功労賞の選考対象は、職域・専門等に関係なく広い範囲において本会事業に協力した個人または団体とする。

7. 規程第 8 条の奨励賞については、原則として本会の査読を経て **Journal of MMIJ** または **Materials Transactions** に掲載された論文に記載された研究業績、および本会の春季大会または秋季大会において発表された研究業績を参考にして受賞候補者を選ぶ。

8. 規程第 9 条の技術賞については、原則として本会事業に関連して、その技術業績が本会

の査読を経て **Journal of MMIJ** または **Materials Transactions** に掲載された論文または報告等の形で発表されたもの、および本会の春季大会または秋季大会において発表された技術業績を参考にして受賞候補者を選ぶ。

(選考)

9. 学会賞（渡辺賞）、学会賞（学術功績賞）については、各支部長、各部門委員会委員長、各研究委員会委員長、賛助会員または5名以上連記の正会員による推薦を学会賞審査委員会において審査し、その審査結果に基づく表彰・奨学委員会の審議により 2.項に定める件数の受賞候補を選ぶものとする。両賞の選考および学会賞審査委員会については、別に定める選考実施要項に従う。各支部長、各部門委員会委員長、各研究委員会委員長、賛助会員、または5名以上連記の正会員による推薦は、各賞について1件までとする。

10. 論文賞については、別に定める論文賞選考実施要項に従い、論文賞審査委員会において審査し、その審査結果に基づく表彰・奨学委員会の審議により 2.項に定める件数の受賞候補を選ぶものとする。

11. 功労賞、奨励賞、技術賞については、各支部長、各部門委員会委員長、各研究委員会委員長、賛助会員、または5名以上連記の正会員の推薦を表彰・奨学委員会で審議し、2.項に定める件数の受賞候補を選ぶものとする。各支部長、各部門委員会委員長、各研究委員会委員長、賛助会員、または5名以上連記の正会員による推薦は、各賞について1件までとする。

12. 表彰・奨学委員会は、9.項、10.項、11.項に記す各賞受賞候補者の選考結果を理事会に報告する。理事会は、この報告に基づき、毎年12月に開催される定例理事会において審議を行い、各賞受賞者を決定する。

13. 若手ポスター発表賞の選考は、若手ポスター発表賞選考実施要項に定める。

附則

改訂に伴い、この一般社団法人資源・素材学会表彰規程および内規は、平成29年7月19日から施行する。